

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

令和7年2月12日

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1 改正の趣旨

宅地造成等規制法が改正され、宅地造成等の基本的な規制内容は、宅地造成及び特定盛土等規制法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に規定されているところ、許可申請書に添付する書類の追加その他所要の改正を行うため、県の宅地造成等規制法施行細則の改正を予定しています。

2 改正の概要

（1）宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る許可申請書に添付する書類の追加

ア 土地の求積図

イ 排水施設に係る流量計算書

ウ 排水施設の縦断図及び構造図

エ 工事主の預金残高証明書又は融資証明書

オ 工事主の所得税の納税証明書（法人の場合にあつては、財務諸表及び法人税の納税証明書）

カ 工事主の事業経歴書

キ 工事施行者の住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）

ク 工事施行者に係る建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類

ケ 工事施行者の事業経歴書

コ 土地に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は公図の写し及び登記事項証明書

※ 土石の堆積に関する工事の場合は、イ及びウを除く。

（2）工事着手届の提出

許可を受けた者が宅地造成等に関する工事に着手したときは、工事着手届を知事に提出しなければならない。

（3）各様式の整備その他法改正に伴う所要の規定整備

3 施行期日

宅地造成等工事規制区域の公示の日（令和7年5月26日予定）